

## 商品概要説明書

(令和7年11月15日現在)

商品名	一般財形貯金
ご利用いただける方	<input type="radio"/> JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期間 (預入期間)	<input type="radio"/> 3年以上
預入方法 (1) 預入方法	<input type="radio"/> 次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与
(2) 預入金額	<input type="radio"/> 1回あたり1円以上
(3) 預入単位	<input type="radio"/> 1円単位
(4) 預入貯金の種類	<input type="radio"/> 預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	<input type="radio"/> 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利	<input type="radio"/> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	<input type="radio"/> 払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	<input type="radio"/> 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。
(4) 税金	<input type="radio"/> 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	<input type="radio"/> 金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	<input type="radio"/> 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<input type="radio"/> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<input type="radio"/> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申しください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 <input type="radio"/> 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申しください。 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申しください。）
その他参考となる事項	<input type="radio"/> 「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

JA岡山